

## 職員の懲戒処分に関する公表基準に基づく公表について

令和8年6月1日付けで、地方公務員法第29条および職員の懲戒の手續および効果に関する条例に基づき次のとおり懲戒処分を行いましたので、公表いたします。

被処分者の属する部署など	総務企画課 主事 34歳
処 分 内 容	減給10% 1か月
処 分 年 月 日	令和8年6月1日
事 実 の 概 要	不適正な事務処理
被処分者の属する部署など	住民生活課 主任 35歳
処 分 内 容	戒告
処 分 年 月 日	令和8年6月1日
事 実 の 概 要	不適正な事務処理

お問い合わせ先:総務企画課 総務係 電話:5-1111 告知端末機:5-8811

## 7月は「社会を明るくする運動」強調月間です

社会を明るくする運動によせて、高市内閣総理大臣からのメッセージをご紹介します。

### 第76回“社会を明るくする運動”

#### ～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

“社会を明るくする運動”は、すべての国民の皆さまが、犯罪や非行の防止と立ち直りについての理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、新たな被害者も加害者も生まない明るい地域社会を築くための全国的な運動です。昭和26年に始まって以来、今年で76回目を迎えました。

社会の中で犯罪や非行から立ち直ろうとする人を支援する「更生保護」は、まさに安全・安心な社会の基盤となる取り組みです。この更生保護を支えているのが、「保護司」をはじめとする更生保護ボランティアであり、過去の過ちから立ち直ろうとする人々に寄り添い、再出発を助けています。

我が国の更生保護の取り組みは、海外でも高く評価されており、令和7年12月に採択された「再犯防止に関する国連準則」でも、推奨される取り組みの一例として、保護司(hogoshi)が紹介されています。しかし、国内において、その取り組みは必ずしも身近な存在として認識されていないのが現状です。

そこで、第76回運動では、「『保護司』をはじめとする更生保護ボランティアを広く知ってもらおう」という統一テーマを掲げ、より一体的に運動を展開することとしました。

政府といたしましては、本運動への賛同を示す“幸福(しあわせ)の黄色い羽根”のもと、更生保護が「あたりまえ」に知られる存在となり、立ち直りの支援の輪が更に広がるよう取り組んでまいります。

国民の皆さまには、ぜひ更生保護の取り組みや意義に関心をお寄せください。そして、安全・安心な社会の実現のため、それぞれの立場でできることに思いを馳せ、一歩踏み出していただけますと幸いです。あなたの一歩が、社会を支える力になります。